

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	大量保有報告制度の見直し（③変更報告書の「同時提出義務」の見直し）	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	金融商品取引法		
規制の区分	<input type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析		
② その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	※
③ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

○ 当省の照会

- ・ 規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、大量保有報告書及び変更報告書を提出する事由が発生後、新たな提出事由が発生したとして、同時提出義務を遵守している件数及び同義務を遵守していない件数を御教示ください。また、同時提出義務を遵守していない件数のうち、子会社等を多く抱える大量保有者が遵守していない件数も把握していれば、御教示ください。
- ・ 同時提出義務の廃止を子会社を多く抱える投資者のみでなく、全投資者とした理由を御教示ください。

○ 金融庁の説明

- ・ 平成25年9月及び10月の間に提出された大量保有報告書及び変更報告書1,051件のうち、同時提出義務が課せられると思われる大量保有報告書等は72件、そのうち同時提出義務を遵守している大量保有報告書等は61件、また、同時提出義務を遵守しているとはいえないもの11件のうち、子会社等を多く抱える大量保有者が提出した大量保有報告書等は1件確認している。
- ・ 同時提出義務を遵守することが実務上困難な場合としては、多くの子会社を抱えている場合以外にも、例えば、時差が存在する海外を含む複数の証券会社に株券等の保有口座が分かれている場合などが考えられる。このように実務上の対応が事実上不可能なケースが生じている結果、提出された変更報告書の内容が、同時提出義務を踏まえた直近の情報に基づくものなのか、5営業日前の情報に基づくものなのかが必ずしも明確でなく、かえって投資者に誤解を生じさせかねない状況となっていることに鑑み、子会社を多く抱える投資者のみでなく、全投資者に対して同時提出義務を廃止することが適当であると考えられる。

《その他の社会的費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

その他の社会的費用について、「現行法の下と比較して特段の社会的費用は発生しない」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、大量保有報告書等の同時提出義務を廃止することにより、投資者にとって重要な情報である株券等の保有状況のうち、同義務を遵守していた投資者（子会社を多く抱える投資者以外の投資者等）が遵守していたことによる情報まで得られなくなるという影響が発生することが想定される。

○ 金融庁の説明

本規制案の下では、大量保有報告書等の提出日の前日までに新たな提出事由が生じた場合に、当該新たな提出事由に係る変更報告書は、当該新たな提出事由が生じた日から5営業日以内に提出することとなるため、現行法と比べ、当該新たな提出事由に係る変更報告書の情報を把握可能となるタイミングにずれが生じることとなるものの、現行法の下で投資者が同時提出義務を遵守していたことにより得られていた情報が得られなくなることはない。